



軽トラック・外部設置金属 製品の盗難に警戒願います

国際的な需要と価格高騰で沼南地域にも比較的用户が多い軽トラック等が国際犯罪組織に狙われています

千葉県警察本部からの6月11日付通報によると、軽トラック盗難事件は県内で増加傾向を示しており、更に、金属製品、例えばソーラーパネル、配管、配線(内部の銅線)、給水場所の水道蛇口等、特殊な金属製品が盗まれています。全て、田畑周辺など屋外にある、平時はほぼ無人の場所に設置されている製品です。

軽トラックが専ら農作業に使用されることでは、田畑に駐車し、それもカギをつけっぱなし、ドアも開けっ放しで長時間駐車されていることが多いため、トラック所有者が作業で目を離している合間に盗まれているケースも少なくありません。

千葉県警察本部ではこうした情勢に鑑(かんが)み、自動車盗難対策や盗難事件発生状況を公表していますので、是非一度、下記サイトからご確認され、心の備えをお願いします。

https://www.police.pref.chiba.jp/seisoka/safe-life_publicspace-vehicle_car_theft.html

または、「千葉県警察本部 安全な暮らし」で検索してください。

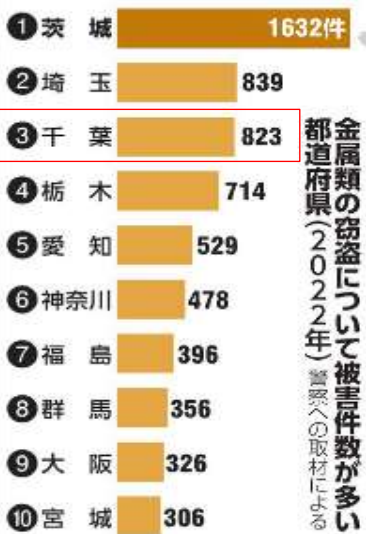
柏市防犯協会からのお知らせでは、柏市内で今年7月12日～15日に、市内篠籠田(しこだ)地区で水道メーター盗難事件が複数発生しました。

被害に遭った場所は、新築工事現場※とその付近であることから、急に水がでないとの異変、工事現場※、更地※、空き家※をうろつく不審者を見かけたら、直ぐに110番通報をお願いします。

※人が住んでいない場所は不審通報も遅れますので、犯罪組織はそうした場所を優先的に狙っているものと思われます(風早北部ふるさと協議会防犯防災部の本通報からの評価です)。

更に、金属製品盗難の取締り対策強化のため、県の条例を新たに定める動きがあります（下段の条例案骨子からの抜粋を参照）。

これは、昨今の屋外金属製品の盗難事件（過日号外でお知らせの給湯器盗難もこの範疇です）多発を背景に、千葉県警察本部が条例改正に向け、特に特定金属販売業の者に対する業許可制の施行、不審な売買の警察等への通報を促し、違反者には罰則を科すことも検討されています。これで、盗難された製品が容易に現金に換えられないことにもつながり、犯罪発生をある程度抑えることや、犯罪組織の解明に繋がるものと期待されています。



朝日新聞デジタル版掲載からの一部引用

- 1 目的

盗品等の売買等を防止し盗品等の速やかな発見を図るため、特定金属類を取り扱う業者について必要な規制を行う。これにより、窃盗等の犯罪の防止を図り、被害の回復に資することを目的とする。
- 2 規制対象
 - (1) 規制対象物（特定金属類）

電線、グレーチング、マンホール、敷板、足場板、鋼製の屋根材等の金属製の物品
 - (2) 規制対象事業

特定金属類を原材料としての価値に着目して売買・交換等する営業
- 3 業の許可

規制対象事業を行う場合は、公安委員会の許可を必要とし、過去一定期間内に窃盗罪等で刑罰を受けた者や暴力団員等については、許可をしない。
- 4 許可を受けた者が遵守すべき義務
 - (1) 標識の掲示、行商人証の携帯等

取引を行う事業場に、許可事業者であることを示す標識を掲示する。
事業場以外で特定金属類を売買等するときは、氏名等を記載した行商人証を携帯する。
 - (2) 取引相手の確認・不正品の申告

特定金属類を売買等するときは、相手方の氏名・住所等の確認をする。
盗難品等の不正品の疑いがある場合は、警察官に申告する。
 - (3) 帳簿等への記載、保存等

売買等した特定金属類の品目、数量、相手方の氏名等を帳簿等に記載し、保存する。
帳簿等を紛失した場合は、届出を行う。
 - (4) 変更の届出等

許可に係る事項に変更が生じた場合や廃業する場合等には、届出を行う。
- 5 品触れ・差止め
 - (1) 品触れ

警察本部長等は、事業者に品触れ（※）を発することができ、事業者は、その通知に係る特定金属類が持ち込まれた等の場合は、警察官に届け出なければならない。
※品触れ …警察本部長等が事業者に対して盗難等の被害品に関する情報を通知すること。
 - (2) 差止め

警察本部長等は、売買等された特定金属類が盗品等であると疑う理由がある場合は、事業者に一定期間の保管を命じることができる。
- 6 実効性の確保

報告徴収、立入検査、事業者への指示、営業停止命令、許可の取消し、罰則その他所要の規定を設ける。

次頁の茨城県+損保ジャパン共同の注意喚起チラシもご覧ください。